

第6章 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策目的での普通預金規定の改定をめぐる私法上の諸問題

東京大学 加毛 明

1. はじめに

(1) 背景事情

① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の進展

本稿は、全国銀行協会が2019年4月4日に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた普通預金規定・参考例¹⁾」(以下「参考例」という)に関する私法上の問題について検討する。

参考例が公表された背景には、金融活動作業部会²⁾(Financial Action Task Force) (以下「FATF」という)による第4次対日相互審査を契機とした、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「AML/CFT」という)の取組みに関する進展がある。2019年5月から、金融庁とFATFの審査団の間で対日相互審査に関するやり取りが開始され、同年10月28日から11月15日にかけて、審査団によるオンサイト審査が実施された³⁾。その後——新型コロナ感染症問題に起因するスケジュールの遅れがあったものの——2021年8月30日に対日相互審査報告書が公表された⁴⁾。

このFATF審査に対応する形で、金融庁は、2018年2月6日、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン⁵⁾」(以下「AML/CFTガイドライン」とい

¹⁾ 全国銀行協会「金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定・参考例」https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/new_s310404.pdf (2019年)。その策定に関与した実務家による解説として、金澤浩志＝松尾博憲「全銀協『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた預金規定・参考例』に関する諸問題の検討」金法2114号(2019年)6頁(金澤＝松尾①)、金澤浩志＝松尾博憲「全銀協『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた預金規定・参考例』に関する諸問題の検討」銀法843号(2019年)10頁(金澤＝松尾②)。

²⁾ FATFの設立経緯・活動内容については、白井真人「マネー・ローンダリング対策の基礎」白井真人ほか『マネー・ローンダリング 反社会的勢力対策ガイドブック——2018年金融庁ガイドラインへの実務対応〔改訂版〕』(第一法規・2022年)24-60頁、八坂徳明「FATF対日審査を踏まえた本邦のマネー・ローンダリング対策と今後の課題——グローバル・ナレッジマネジメントの視点から」高岡法学40号(2021年)173-187頁。

³⁾ 津田慧「金融機関等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」信用金庫74巻4号(2020年)9-10頁。

⁴⁾ Financial Action Task Force, Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Measures in Japan, <https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/mer4/Mutual-Evaluation-Report-Japan-2021.pdf> (2021)。金融庁「FATF(金融活動作業部会)による第4次対日相互審査報告書の公表について」<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20210830/20210830.html> も参照。

⁵⁾ 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(平成30年2月6日)」<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180206/besshi1.pdf> (2018年)。立案担当者解説として、昆野明子ほか『「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の概要』金法2084号(2018年)8頁。ガイドライン公表に先立つパブリックコメント(2017年12月8日～2018年1月12日)の結果について、金融庁「コメントの

う)を策定・公表した⁶。その後、金融庁は、金融機関等⁷に対する各種のモニタリングを踏まえ、2019年4月10日⁸と2021年2月19日⁹に、AML/CFTガイドラインの改正を行った¹⁰。

本稿の検討対象である参考例は、2018年に公表されたAML/CFTガイドラインに対応するために策定されたものである。

② リスクベース・アプローチに基づく顧客管理の必要性

AML/CFTガイドラインの中核に位置するのがリスクベース・アプローチである。これは、「金融機関等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずること¹¹」を意味する。リスクベース・アプローチのもとで、金融機関等は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスク（以下「ML/TFリスク」という）に関し、顧客の属性や取引の性格に着目した個別的な対応が求められることになる。

AML/CFTガイドラインが、ML/TFリスクの低減措置として重視するのが――問題とな

概要及びコメントに対する金融庁の考え方」<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180206/gaiyou.pdf> (2018年)。

⁶ さらに、金融庁は、2018年3月30日、AML/CFTガイドラインの項目のうち、送金取引に重点を置いた基本的な確認事項をとりまとめ、金融機関等に発出した (<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180330amlcft/20180330amlcft.html>)。立案担当者解説として、昆野明子ほか『「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の概要と送金取引に係る留意点」銀法828号(2018年)4頁。

⁷ AML/CFTガイドラインの対象である「金融機関等」とは、「金融庁所管の特定事業者(犯益法2条2項46号に掲げる者を除く)」である(昆野ほか・前掲注59頁注2)。

⁸ 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(平成31年4月10日)」https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/amlcft_guidelines.pdf (2019年)。立案担当者解説として、大澤貴史＝津田慧『「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」改正の概要」金法2112号(2019年)8頁。AML/CFTガイドライン改正に先立つパブリックコメント(2019年2月13日～3月15日)の結果について、金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190410amlcft/gaiyou.pdf> (2019年)。

⁹ 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(令和3年2月19日)」https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/2021_amlcft_guidelines.pdf (2021年)。立案担当者解説として、伊藤謙一ほか『「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」改正の概要」金法2157号(2021年)6頁。AML/CFTガイドライン改正に先立つパブリックコメント(2020年12月11日～2021年1月22日)の結果について、金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」https://www.fsa.go.jp/news/r2/202102_amlcft/01.pdf (2021年)。

本稿では、AML/CFTガイドラインの引用は、この最新版による。

¹⁰ さらに、2022年1月11日に公表された金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告」https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf (2022年)では、銀行等(預金取扱等金融機関及び資金移動業者)によるAML/CFTの高度化・効率化のため、AML/CFT業務の中核部分を共同で実施する機関の創設が提唱された。これを受けて、2022年3月4日に国会提出された「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(<https://www.fsa.go.jp/common/diet/2022/03/houritsuanriyuu.pdf>)において、資金決済法に「為替取引分析業」を新設するものとされている。

¹¹ 金融庁・前掲注96頁。

る取引に着目した「取引モニタリング・取引フィルタリング¹²⁾」と並んで——取引の主体（顧客）に着目した「顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス）」である。これは「特に個々の顧客に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する一連の流れ¹³⁾」を意味する。

従前は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という）その他の関連法令の遵守に重点が置かれた結果として、問題となる取引が一定の取引類型・顧客類型に該当するか否かを基準として当該取引の受任又は謝絶に関する判断を行うなど、「画一的な対応が中心であった」とされる¹⁴⁾。また、「犯罪捜査協力・法令等遵守の観点から疑わしい取引の届出をするにとどまり、その後の継続的な顧客情報の確認や取引モニタリングが十分でない」という問題も存在していた¹⁵⁾。さらに「不自然さを感じる取引であってもいったんは取引を実行し、そのうえで疑わしい取引の届出を提出しておくという対応」では、実効性のある AML/CFT にならないという問題も指摘されていた¹⁶⁾。

これに対して、AML/CFT ガイドラインのリスクベース・アプローチのもとで、金融機関等には、従前よりも個別的で実効的な対応が要請されることになる。金融機関等には、まず、全ての顧客について ML/TF リスクの評価を行うことが要請される¹⁷⁾。そして、高リスクと判断した顧客については、「リスクに応じた厳格な顧客管理（Enhanced Due Diligence : EDD）」を行う一方、低リスクと評価した顧客については、「リスクに応じた簡素な顧客管理（Simplified Due Diligence : SDD）」を行うという、ML/TF リスクに応じた対応を継続的に実施することが求められるのである¹⁸⁾。

そして AML/CFT ガイドラインは、顧客管理に関して金融機関等に「対応が求められる事項」の1つとして、次のものを挙げる。

「必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること

¹²⁾ 取引モニタリングとは、「過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法」を意味し、取引フィルタリングとは、「取引前やリストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について反社会的勢力や制裁対象者等のリストとの照合を行うことなどを通じて、反社会的勢力等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法」を意味するものとされる（金融庁総合政策局「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」https://www.fsa.go.jp/news/r2/2021_amlcft_faq/2021_amlcft_guidelines_FAQ.pdf（2021年）68頁）。なお、取引モニタリング・取引フィルタリングは、為替取引分析業（前掲注10）の対象行為である。

¹³⁾ 金融庁・前掲注99-10、10-11頁。

¹⁴⁾ 昆野ほか・前掲注58頁。

¹⁵⁾ 昆野ほか・前掲注58頁。

¹⁶⁾ 昆野ほか・前掲注66頁。金澤＝松尾①・前掲注17頁、金澤＝松尾②・前掲注111頁も参照。

¹⁷⁾ 大澤＝津田・前掲注89頁、伊藤ほか・前掲注910頁。

¹⁸⁾ 金融庁・前掲注911頁。なお、ここでいう「リスクに応じた簡素な顧客管理」は、犯収法施行令7条1項柱書かつこ書及び犯収法施行規則4条1項柱書に定められた「簡素な顧客管理」とは別個の概念であり、後者に該当する場合でも、前者に該当しない可能性があるものとされる（伊藤ほか・前掲注99頁）。

その際、マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと¹⁹⁾

この点に対応するため、参考例は、従前の普通預金規定に、「〇. (取引の制限等)」と題する規定を新設するとともに、「11. (解約等)」に新たな強制解約原因——銀行による取引の停止又は口座の解約の原因——を追加したのである(以下では、これらの規定を「AML/CFT 規定」と総称する)²⁰⁾。

(2) 検討の対象

以上に紹介した参考例に関連する私法上の問題のうち、本稿では——リスクベース・アプローチに基づくAML/CFTの特徴が現れる²¹⁾——2つの問題について検討を行う²²⁾。

第1に、普通預金規定の改定が既存の預金者に対して有する効力である。普通預金規定の改定が、既存の預金者との関係で、普通預金契約の変更を意味し、かつ、既存の預金者に一定の負担を課すものであるとするならば、普通預金規定の改定が、既存の預金者に対して私法上の効力を有するか(既存の預金者を拘束するか)が問題となる。

第2に、AML/CFT 規定適用の判断の過誤に関する銀行の民事上の責任である。銀行が、AML/CFT 規定に基づいて顧客との取引を謝絶した(取引の制限、取引の停止、口座の解約をした)ものの、事後的にその判断に過誤があったことが判明した場合に、銀行が民事上の責任を負うか否かが問題となる。

以下では、まず、参考例の内容を紹介したうえで(2.)、以上の2つの問題について、順次検討を行うこととする(3. 及び4.)。

¹⁹⁾ 金融庁・前掲注9 13頁。

²⁰⁾ なお、AML/CFT ガイドラインへの対応として、普通預金規定以外にも改定を要する取引規定(カード規定、インターネット・バンキング規定など)が存在する(金澤=松尾①・前掲注1 7頁、金澤=松尾②・前掲注1 11頁、大野徹也「マネロン・ガイドラインを踏まえた預金規定『取引制限条項』の導入」銀行実務49巻7号(2019年)32頁)。

²¹⁾ リスクベース・アプローチに基づくAML/CFTの特徴という観点からは、普通預金規定の改定には関係しないものの、銀行が預金口座の開設を拒絶した場合における銀行の不法行為責任の成否も問題となる。この問題については、銀行に契約締結の自由(民法521条1項)が保障されることを前提としつつも、デ・リスクング(de-risking)——厳格に監視されるべき取引が地下金融に流れ、金融システム全体で見た透明性が低下すること——を避ける必要があることを踏まえて、金融機関の口座開設拒絶の判断に合理性が認められる否かを検討すべきものと考えられる(金澤浩志=高橋瑛輝「マネロン・テロ資金供与リスクの遮断と留意点」金法2016号(2019年)32頁)。リスクベース・アプローチのもとでは、顧客の属性などに疑わしい点がある場合でも、銀行は、預金口座の開設を認めただうえで、「リスクに応じた厳格な顧客管理」を行うことが求められることがあると解される(鈴木仁史「マネロン預金規定に基づくリスク遮断の理論と実務」金法2117号(2019年)11頁注17(鈴木①)、鈴木仁史「信用金庫におけるAML/CFTの高度化——マネロン預金規定に基づくリスク遮断の理論と実務」信用金庫74巻4号(2020年)14-15頁(鈴木②)参照)。

²²⁾ なお、参考例の公表に前後して改定された各銀行の普通預金規定の内容は、必ずしも参考例と一致するものではないことに注意を要する(改定の具体例について、川西拓人「マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢高度化に向けた預金規定の改定」金法2116号(2019年)13頁、大野・前掲注20 31頁参照)。それゆえ、各銀行の普通預金規定に関する私法上の問題については、参考例に関する分析を踏まえた個別の検討が必要となる。

2. 参考例

(1) 取引の制限等に関する規定の新設

まず、参考例による「取引の制限等」に関する規定の新設からみていこう（普通預金規定の改定部分に下線を付す。次項も同じ）。

○. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

参考例による第1の改定内容は、普通預金規定のなかに、金融機関が顧客から情報を取得する（「各種確認や資料の提出を求める」）ための根拠規定が設けられたことである（参考例○(1)前段）。

この点に関連して、2017年制定の犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「犯罪利用預金口座法」という）3条1項に基づく取引停止等の措置については、その判断の主たる契機が、捜査機関等の外部者による情報提供であるとされてきた。これに対して、AML/CFTガイドラインのリスクベース・アプローチのもとで、金融機関等には、顧客ごとにリスクを特定・評価するために、顧客から情報を収集する必要がある場合も多いと考えられる。そこで、参考例は、銀行が顧客に対して情報提供を求める根拠規定を新設することとしたのである²³。

参考例による第2の改定内容は、取引の制限に関する規定の新設である。銀行による情報提供の求めに対して「正当な理由なく指定した期限までに回答」しなかった場合（参考例○(1)後段）のほか、銀行が「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合」（参考例○(2)）に、銀行は取引の一部を制限できるものとされる。また、銀行が「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消された」と認める場合には、取引の制限を解除するものとされる（参考例○(3)）。

参考例の策定に関与した実務家による解説（以下「参考例解説」という）によれば、取引の停止が——「解約等」と題する条項に規定されていることから——普通預金取引全部の停止を意味するのに対して、取引の制限は普通預金取引の一部のみを制限するものとされる²⁴。AML/CFTガイドラインのリスクベース・アプローチのもとでは、金融機関等には顧客のリスクに応じた対応が求められるので、銀行が普通預金取引の一部のみを制限できることを、

²³ 金澤＝松尾①・前掲注17頁、金澤＝松尾②・前掲注111頁、川西・前掲注2210頁。

²⁴ 金澤＝松尾①・前掲注110頁、金澤＝松尾②・前掲注114頁。

普通預金規定において明示する必要があったとされるのである²⁵。

取引の制限には様々な態様がありうる。量的な制限として、入出金に関する利用限度額の設定があるほか、取引方法の制限として、海外送金の禁止やATM利用の禁止（店頭への誘導）などが考えられる²⁶。

(2) 新たな強制解約原因の追加

次に、参考例による新たな強制解約原因の追加についてみていこう。

11. (解約等)
- (1) (略)
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① (略)
- ② (略)
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) (略)
- (4) (略)

ここでは、銀行が、AML/CFTとして、取引の停止及び口座の解約の措置をとることができることが明確にされた。取引の停止・口座の解約については、既に「預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」（参考例 11(2)④）に、これらの措置をとることが可能であることが規定されており、ML/TF リスクへの対処のための取引の停止・口座の解約も、この規定を根拠として許容されると解するところであった²⁷。しかし、参考例は「リスク遮断を確実に図ることができるようにする²⁸」ために規定を新設し、「預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」（参考例 11(2)③）に、取引の停止・口座の解約をすることができることを明文化したのである²⁹。

²⁵ 金澤＝松尾①・前掲注 17 頁、金澤＝松尾②・前掲注 1 11 頁。今野雅司＝高橋良輔「FATF 第 4 次対日相互審査後を見据えて（上）」銀法 845 号（2019 年）28 頁〔高橋良輔〕も参照。

²⁶ 金澤＝松尾①・前掲注 1 9 頁、金澤＝松尾②・前掲注 1 13 頁、大野・前掲注 20 31 頁。

²⁷ 金澤＝高橋・前掲注 21 32 頁。

²⁸ 金澤＝松尾①・前掲注 1 10 頁、金澤＝松尾②・前掲注 1 14 頁。

²⁹ なお、銀行が AML/CFT 規定に基づいて口座を解約した場合には、口座残高をいかに取り扱うべきかが問題となる（同様の問題は、犯罪利用預金口座法 3 条 1 項に基づく取引停止があった後に預金口座が解約された場合にも生じる。この問題の議論状況については、沖野眞巳「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律を巡る私法上の問題」金融法務研究会『近時の預金等に係る取引を巡る諸問題』（金融法務研究会・2015 年）81-82 頁）。口座解約の理由が ML/TF リスクへの対処にある以上、銀行が預

以上を前提として、参考例による普通預金規定の改定をめぐる 2 つの私法上の問題についてみていくことにしよう。

3. 普通預金規定の改定の既存預金者に対する効力

参考例による普通預金規定の改定は、新規の普通預金契約のみならず、既存の普通預金契約にも適用されなければ、AML/CFT として所期の目的を達することができない。その一方で、新設された AML/CFT 規定は、既存の預金者に対して一定の負担を課すものと考えられる。そこで、参考例解説を含む従前の議論では、普通預金規定の改定が普通預金契約の変更に該当することを前提として、銀行による既存の普通預金契約の一方的変更が私法上の効力を有するか（既存の預金者を拘束するか）が議論されてきた³⁰。

以下では、まず、そのような前提の下での普通預金規定の改定の効力について検討したうえで (1)、普通預金規定の改定と普通預金契約の変更の関係について留意すべき点を指摘することにしたい (2)。

(1) 普通預金規定の改定による普通預金契約の変更

参考例解説は——平成 29 年改正民法の施行前になされた——普通預金規定の改定の効力を約款変更の有効性の問題と位置付けたうえで、この問題を検討するための 2 つの手がかりを挙げる。第 1 に、普通預金規定等への反社会的勢力の排除に係る条項（以下「暴排条項」という）の追加による普通預金契約の変更の可否（既存預金者への暴排条項の適用の可否）について判示した下級審裁判例である。第 2 に、平成 29 年の民法（債権関係）改正によって新設された民法 548 条の 4 に基づく定型約款の変更の要件である。

① 暴排条項に関する下級審裁判例

暴排条項に関する下級審裁判例から見ていこう。

①福岡地判平成 28 年 3 月 4 日金法 2038 号 94 頁は、㉞暴排条項の目的の公益性、㉟反社会的勢力排除の必要性、㊱既存預金契約に対する暴排条項適用の必要性、㊲既存預金者の不利益の程度及び㊳事前周知の状況を総合考慮して、暴排条項を既存の預金契約に適用することを肯定した³¹。その控訴審判決である②福岡高判平成 28 年 10 月 4 日金法 2052 号

金者に預金残高を払い戻すことは、AML/CFT 規定の趣旨を没却することになりかねない。ML/TF リスクが払拭されない限り、銀行は払戻債務の履行拒絶権を有するものと解すべきように思われる。

³⁰ 金澤＝松尾①・前掲注 1 10-12 頁、金澤＝松尾②・前掲注 1 14-16 頁、川西・前掲注 22 11-14 頁、大野・前掲注 20 32 頁、今野＝高橋・前掲注 25 26-27 頁〔今野雅司〕。

³¹ ①判決は、「本件各預金契約のように、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的であるような定型取引については、定型の取引約款によりその契約関係を規律する必要性が高いから、取引約款を社会の変化に応じて変更する必要がある場合には、合理的な範囲において変更されることも、契約上当然に予定されているということができ、既存の契約の相手方である既存顧客との個別の合意がない限り、その変更の効力が既存の契約に一切及ばないと解するのは相当でない」という定型約款制度を意識した判示を行ったうえで、「前記のとおり、〔㉞〕本件各条項は、反社会的勢力の経済活動ないし資金獲得活動を制限し、これを社会から排除して、市民社会の安全と平穩の確保を図るという公益目的を有しており、単に預金口座の不正利用等による被告らの被害を防止することのみを目的としたものではないこと、〔㉟〕本件各条項追加後も、暴力団構成員等によるマネー・ロンダリング

90 頁は、㉞暴排条項の既存預金者への適用の必要性及び㉟既存預金者の不利益の程度に着目して、暴排条項の適用を肯定した³²。このほか——参考例解説では言及されていないものの——③東京地判平成 28 年 5 月 18 日判タ 1463 号 242 頁も、①判決と同様に、㉞暴排条項の目的の公益性、㉟反社会的勢力排除の必要性、㊱既存預金契約に対する暴排条項適用の必要性、㊲既存預金者の不利益の程度及び㊳事前周知の状況を考慮して、暴排条項を既存の預金契約に適用することを肯定した³³。

これらの下級審裁判例が言及する考慮要素には一定の汎用性が認められ、参考例による普通預金規定の改定の効力を判断するうえでも参照に値するものと考えられる。

② 定型約款の変更の要件

次に、民法 548 条の 4 に基づく定型約款の変更の要件についてみていこう。

定型約款は「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」（民法 548 条の 2 第 1 項柱書かつこ書）であるところ、普通預金契

検挙事犯は、平成 23 年から平成 26 年にかけて 20%ないし 33.5%（59 件ないし 85 件）を占めるなど、反社会的勢力による預金口座の不正利用は、社会にとって依然として大きな脅威となっていること（…）、〔㉞〕本件各条項の上記目的は、本件各条項が追加されたときに既存の預金契約にもこれを適用しなければ達成することが困難であること、これに対し、〔㉟〕本件各条項が適用されることによる不利益は、既存の契約に遡及適用されるものであっても、上記のとおり限定的であり、かつ、預金者が反社会的勢力に属しなくなるという、自らの行動によって回避できるものであることに変わりはなく、しかも、〔㊱〕被告らは、本件各条項の追加に先立ち、その内容や効力発生時期を、自行のホームページへの掲載、店頭等におけるポスターの掲示やチラシの配布等の適切な方法により周知していること（…）が認められ、このような本件各条項の事前周知の状況、本件各条項の追加により既存の顧客が受ける不利益の程度、本件各条項を既存の契約にも遡及適用する必要性、本件各条項の内容の相当性等を総合考慮すれば、本件各条項の追加は合理的な取引約款の変更に当たるといことができ、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができると解するのが相当である」と判示した（〔㉞〕～〔㊱〕は筆者による）。

なお、潮見佳男「判批〔①判決〕金法 2049 号（2016 年）77 頁は、①判決の判断枠組みについて、就業規則の事後的変更法理を応用する考え方との同質性を指摘しつつ、『約款の拘束力』の観点から《約款の事前開示+「組入れ合意」》という枠組みを基礎に据え〔る〕」考え方によっても説明が可能であるとし、理論的には後者の見解が優れているとする。

³² ②判決は、「預金契約については、定型の取引約款によりその契約関係を規律する必要性が高く、必要に応じて合理的な範囲において変更されることも契約上当然に予定されているところ、〔㉞〕本件各条項を既存の預金契約にも適用しなければ、その目的を達成することは困難であり、〔㉟〕本件各条項が遡及適用されたとしても、そのことによる不利益は限定的で、かつ、預金者が暴力団等から脱退することによって不利益を回避できることなどを総合考慮すれば、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができると解するのが相当である」と判示した（〔㉞〕及び〔㉟〕は筆者による）。

³³ ③判決は、「本件排除規定は、普通預金規定を含む原契約と一体をなすものとして取り扱われるものであるところ、本件排除規定は、〔㉞〕被告の利益を目的とするものではなく公益目的を有していること、〔㉟〕反社会的勢力排除の要請が社会的に高まっていること、〔㊱〕既存の預金契約にも本件排除規定を適用しなければその目的を達成することが困難であること及び〔㊲〕本件排除規定が適用されることによる不利益が限定的なものであることに加え、〔㊳〕被告において、本件排除規定の周知に努めていたこと（…）等に照らすと、多数の取引関係を画一的かつ合理的に処理するため、本件排除規定が追加される前に締結された本件預金契約についても、約款である普通預金規定に本件排除規定が追加されて変更された以降は、適用することができると解するのが相当である」と判示した（〔㉞〕～〔㊱〕は筆者による）。

約は「定型取引」に該当すると解され³⁴、普通預金規定は、普通預金契約の内容とすることを目的として、銀行によって準備された条項であるので、定型約款に該当することになる。

このことを前提として、定型約款の変更については、まず、実体要件として——定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合する場合（民法 548 条の 4 第 1 項 1 号）を除けば——定型約款の変更が、④「契約をした目的に反せず」、かつ、⑥「変更に係る事情に照らして合理的なものである」ことが必要とされる。また、後者の要件を判断する際の考慮要素として、 α 「変更の必要性」、 β 「変更後の内容の相当性」、 γ 民法 548 条の 4 により「定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容」が例示されている（民法 548 条の 4 第 1 項 2 号）。

次に、手続要件として、定型約款の変更の「効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知」すること（民法 548 条の 4 第 2 項）が必要とされる。そして、民法 548 条の 4 第 1 項 2 号に基づく定型約款の変更に関しては、変更の効力発生時期が到来するまでに周知しなければ、変更の効力が生じないものとされる（民法 548 条の 4 第 3 項）。

③ 検討

以上の暴排条項に関する下級審裁判例が言及する考慮要素と、民法 548 条の 4 に基づく定型約款の変更の要件との間には、重なり合うところが多い。①判決や③判決が挙げる⑦暴排条項の目的の公益性、⑧反社会的勢力排除の必要性及び⑨既存預金契約に対する暴排条項適用の必要性は、定型約款の変更の実体要件のうち④や⑥ α に、⑤既存預金者の不利益の程度は、⑥ β に関連するものといえる。また、④事前周知の状況は——定型約款の変更到手続要件の履践が必要とされることとは法的意義が異なるが——契約相手方（預金者）が不測の損害を避けるための対応をとる機会を保障するという点では、定型約款の変更に関する手続要件と類似するものと評価できる。

このことを前提として、以下では——今後の AML/CFT の進展のなかで、普通預金規定が再度改定される可能性を見据えて——定型約款の変更の要件に即しつつ、暴排条項に関する下級審判決が挙げる考慮要素に言及する形で、AML/CFT 条項の追加による普通預金契約の変更の効力について検討することとする。

a 実体要件——契約の目的に反しないこと

まず、普通預金規定への AML/CFT 規定の追加が、普通預金契約の目的に反しないか（実体要件④）について、契約の目的とは「契約の両当事者で共有された当該契約の目的³⁵」を意味するところ、当事者が共有しうる契約の目的は、法令等の遵守を前提とするものと考え

³⁴ 「定型取引」とは「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」を意味する（民法 548 条の 2 第 1 項柱書かつこ書）。普通預金取引においては、暴排条項など一定の契約条項を除き「契約締結の可否やその条件について顧客によって違いが生ずることは想定されていないため、不特定多数の者を相手方とする取引に当たる」といえ、また「多数の預金者との契約内容を画一化することによって円滑迅速な預入れ・払戻しを実現することが可能となっており、また、預入れ・払戻しのためのコストを低減することができるという利益を預金者も享受している」ので、契約内容の画一性が当事者双方に合理的であるといえる（村松秀樹＝松尾博憲『定型約款の実務 Q&A』（商事法務・2018 年）51 頁）。

³⁵ 村松＝松尾・前掲注 34 128 頁。

られる。そして、「リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持は、国際的にみても、金融活動作業部会（…）の勧告等の中心的な項目であるほか、主要先進国でも定着しており、前記の機動的かつ実効的な対応の必要性も踏まえれば、我が国金融システムに参加する金融機関等にとっては、当然に実施していくべき事項（ミニマム・スタンダード）である³⁶」とされており、「リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持」は、法令と同様に金融機関等が遵守すべき規範として、国際的にも国内的にも確立していると解される。それゆえ、AML/CFTガイドラインに対応するために導入されたAML/CFT規定は——「リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持」に資するものである限り——公益目的を有し（㉗）、その導入が普通預金契約の目的に反することはないものというべきである³⁷。

なお、この点に関連して問題となるのが、参考例〇(1)前段が、預金者からの情報取得の目的について「預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため」とのみ規定し、情報取得の目的をML/TFリスクの判断に限定していないことである。しかし、預金者が情報提供の要請に応じないことが取引の一部制限に結び付けられていることからすれば（参考例〇(1)後段）、情報取得の目的はML/TFリスクの判断に限定されるものと解される。それ以外の目的で銀行が情報を取得・利用することは、参考例〇(1)前段を根拠としては、認められないものと解すべきである。

b 実体要件——変更の合理性

次に、普通預金規定の改定による普通預金契約の変更の合理性（実体要件㉞）についてみていこう³⁸。

変更の必要性（㉞α）に関しては、前述のように、「リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持」は、金融機関等に対する重要な社会的要請であり（㉜）、それに資するAML/CFT規定は公益目的を有するといえる（㉗）。そして、当該公益目的を実現するために、既存の普通預金契約にも、AML/CFT規定を適用することが必要不可欠であるといえる（㉟）³⁹。

³⁶ 金融庁・前掲注91頁。

³⁷ 金澤＝松尾①・前掲注111-12頁、金澤＝松尾②・前掲注116頁。なお、民法（債権関係）改正の審議過程では、契約の目的に反しない場合の具体例として、「法令変更に伴うものや犯罪対策など社会的要請から行われるもの」が挙げられていた（法制審議会・民法（債権関係）部会資料77B・16頁）。

³⁸ なお、定型約款の変更の実体要件㉞γに関して、全国銀行協会は、2019年6月10日付の会員銀行に対する通知（「民法（債権関係）の改正を踏まえた定期預金規定ひな型等の改正について」）において、預金規定等に「〇。（規定の変更）」と題する規定を新設する参考例を公表した。その内容については、松尾博憲＝永田和浩「全銀協『民法（債権関係）の改正を踏まえた定期預金規定ひな型等の改正』の概要と関連する諸問題の検討」金法2122号（2019年）10-11頁、松尾博憲＝永田和浩「全銀協『民法（債権関係）の改正を踏まえた定期預金規定ひな型等の改正』の概要と関連する諸問題の検討」銀法848号（2019年）7-9頁。

³⁹ このほか、定型約款の変更の必要性に関して、契約相手方から個別の同意を取ることの困難性を必要とすべきとする見解も存在するが（松岡久和ほか編『改正債権法コンメンタール』（法律文化社・2020年）689頁〔大澤彩〕）、普通預金契約の相手方は多数に上るため、個別の同意を取得するのが困難であるといえる。

他方、変更後の内容の相当性（⑥β）に関しては、暴排条項と比較した場合、AML/CFT 規定によって預金者が不利益を被る可能性が高いことが問題となる。暴排条項が反社会的勢力の構成員等を対象とするのに対して、AML/CFT 規定の適用対象はそれよりも広がり得る。これに関連して、暴排条項の適用に際しては、預金者が反社会的勢力の構成員であるか否かなどの比較的定型的な判断がなされるのに対して、AML/CFT 規定の適用においては継続的な顧客管理に基づく個別的な判断が必要とされるため、判断の過誤のおそれが高くなり得る。また、暴排条項について、預金者が反社会的勢力から脱退すること等により、不利益を回避できるのに対して⁴⁰、AML/CFT 規定の適用を回避するために顧客がとるべき措置が必ずしも明確ではないという問題も存在する。

しかし、AML/CFT 規定の適用の判断に際しては、銀行が顧客から情報を取得する場合があり（参考例○(1)前段）、その場合、顧客は銀行の要請に応じて情報を提供することでAML/CFT 規定の適用を回避できる可能性がある⁴¹。また、参考例は、AML/CFT として取引の制限を追加するが、これは既に存在していた取引の停止や口座の解約と比較して、顧客の被る不利益の小さい措置である。それゆえ、AML/CFT 規定の導入によって、預金者が被る不利益が著しく大きいとは言い難いものと考えられる。

c 手続要件

最後に、普通預金規定の改定に関する事前周知の状況（㊦）については、AML/CFT 規定の適用対象が、暴排条項のそれよりも広くなることに鑑みて、より慎重な対応が求められると考えられる⁴²。実際、参考例の公表に前後して行われた銀行による普通預金規定の改定においては、暴排条項の場合と比較して長期の周知期間が設定されたケースが多かったことが指摘されている⁴³。

今後、普通預金規定を民法 548 条の 4 第 1 項 2 号に基づいて改正する際には、普通預金規定の変更の効力発生時期を定め、普通預金規定を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を適切な方法によって周知することが必要となり、変更の効力発生時期が到来するまでに周知をすることが、変更の効力が発生する要件となる。この効力発生時期の定めの際には、普通預金規定の変更の内容・適用範囲などを考慮して、預金者に対する適切な周知の期間を確保することが必要になると考えられる。

(2) 普通預金規定の改定と普通預金契約の変更の関係

以上は、普通預金規定の改定が普通預金契約の変更に該当し、改定の効力を既存の預金者に及ぼすために定型約款の変更などの要件を充たす必要があることを前提とした議論である。しかし、このような議論には、いくつかの留保が必要であるように思われる。

第 1 に、普通預金規定の文言を修正することの全てが、普通預金契約の変更に該当するわけではない。一般的にいても、契約書の文言の誤りの訂正や文言の明確化のための修正などは、契約内容を変更するものではないと考えられる。

この点に関連して、参考例による新たな強制解約事由の追加（参考例 11(2)③）につき、

⁴⁰ ①判決及び②判決が指摘していた点である（前掲注 31 及び注 32 参照）。

⁴¹ 金澤＝松尾①・前掲注 1 12 頁、金澤＝松尾②・前掲注 1 16 頁。

⁴² 高橋良輔「改正マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインを踏まえた顧客管理における実務対応」金法 2114 号（2019 年）18 頁、今野＝高橋・前掲注 25 30 頁〔高橋良輔〕。

⁴³ 川西・前掲注 22 14 頁。

参考例解説は、「マネー・ローンダリング等のおそれがある取引が行われることは、既存の解約事由である『法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合』にも該当しうると考えられる」ことを指摘しつつ、リスク遮断を確実なものとするために、独立の解約事由を新設したと説明する⁴⁴。また、普通預金規定の強制解約事由に関しては、かねてから、普通預金契約には——その公共的性格のゆえに——銀行が「やむを得ない事由がなければ解約できない」という黙示的な合意が一般的に組み込まれている」のであり、普通預金規定の強制解約事由は「やむを得ない事由」を具体化したものであるという理解が主張されてきた⁴⁵。これらの理解によれば、参考例による強制解約事由の追加は、従前の普通預金規定の文言を明確化したものに過ぎず、契約の変更には当たらないと解する余地もあるように思われる⁴⁶。

第2に、普通預金規定の改定が普通預金契約の変更に該当する場合であっても、常に定型約款の変更の要件の充足が必要とされるわけではないと考えられる。例えば、定型取引に該当する契約について、法律の制定・改正による契約内容の変更が生じた場合、変更後の内容に即して定型約款の条項を改めることは、定型約款の変更の要件の充足を問題とせず許容されるものと解される。

この点で、前述のように、「リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持」は、法令と同様に銀行が遵守すべき規範として確立していると考えられ、普通預金規定にAML/CFT規定を追加することは確立した規範の遵守に必要であると解される。そうであるとすれば、法令の制定・改正による契約内容の変更と同様に、定型約款の変更の要件の充足を問題とするまでもなく、AML/CFT規定の追加による普通預金契約の変更が許容されるものと考えられる。

もっとも、このような考え方が成り立ち得るのは、AML/CFT規定が「リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持」のためのものであると評価できる限りにおいてである。それを超えて、預金者に負担を課す普通預金規定の改定が当然に効力を有するわけではないことに注意を要する。

以上からすれば、今後、AML/CFTに関連して普通預金規定が改定される場合には、それが普通預金契約の変更に当たるのか、普通預金契約の変更に該当するとして定型約款の変更の要件を充足する必要があるのか、という点にも留意する必要があると考えられる。定型約款の変更の要件の充足を巡る懸念が、AML/CFTとして必要な普通預金規定の改定を躊躇させるような事態は避けるべきように思われるのである。

4. AML/CFT 規定適用の判断の過誤に関する銀行の民事上の責任

(1) 銀行の責任の根拠

続いて、AML/CFT 規定適用の判断の過誤に関する銀行の民事上の責任についてみていこう。

⁴⁴ 金澤＝松尾①・前掲注110頁、金澤＝松尾②・前掲注114頁。

⁴⁵ 中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金融法務研究会『最近の預金口座取引をめぐる諸問題』（金融法務研究会・2005年）26-27頁、中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金法1746号（2005年）18頁。

⁴⁶ このような理解が可能である場合であっても、預金者に不測の損害を及ぼすことを避けるため、十分な事前周知を行うことが望ましいといえる。

AML/CFT 規定に基づく取引謝絶のうち、口座の解約は、前述のように、銀行による普通預金契約の解約を正当化する「やむを得ない事由」が発生した場合における約定解約権の行使と説明される⁴⁷。それゆえ、AML/CFT 規定に基づく解約の判断に合理性が認められない場合には、「やむを得ない事由」があったとはいえ、約定解除権が発生しなかったものと解される⁴⁸。その結果、普通預金契約は存続していたことになり、銀行が預金者に対して普通預金契約上の債務を履行しなければ、債務不履行に陥ることになる。

次に、取引の停止は、口座利用の停止と払戻しの停止を含むものとされる。口座利用の停止とは、「個別取引によって金銭消費寄託その他の役務の提供がなされることを保障する普通預金契約上の債務から銀行が一時的に解放されること」であり、「一定の事由のあるときは枠契約上の債務の発生自体が停止するということが、普通預金契約の内容となっている」と説明される⁴⁹。これに対して、払戻しの停止は、「金銭債務の履行期の延期」であり、「一定の事由がある場合には、一時的に払戻しを拒めるという、合意により付与された履行拒絶権の行使である」とされる⁵⁰。そして、取引の停止（とくに口座利用の停止）については、預金者に与える影響の大きさから、口座の解約の場合と同様に、「やむを得ない事由」が必要であり、普通預金規定はその内容を具体化したものであると説明されている⁵¹。このような理解によれば、銀行が AML/CFT 規定に基づいて、取引を停止したものの、その判断に合理性がなかった場合には、「やむを得ない事由」があったとはいえ、銀行は預金者に対して債務不履行に陥るものと考えられる⁵²。

最後に、取引の制限は、預金取引の一部の制限であるとされるので、銀行が普通預金契約上の債務の一部を一時的に免れることや金銭債務の一部（一定額）について履行期を延期することを意味するものと解される。そして、預金取引の公共性に鑑みれば、取引の制限が——取引の停止と比較すれば小さいとしても——預金者に不利益を与えるものであることから、銀行が取引を制限するには、それを正当化する事情が必要であると考えられる。

この点で、参考例○(1)後段は、預金者が正当な理由なく指定した期限までに回答しないことを取引制限の原因と規定しているが、銀行による取引制限は、預金者からの回答がないことを 1 つの考慮要因とした ML/TF リスクの評価に基づいて許容されるべきものと解される⁵³。同様に、参考例○(2)は、銀行が「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した」ことを取引制限の原因としてい

47 中田①・前掲注 45 27 頁、中田②・前掲注 45 18 頁。

48 なお、参考例解説は「合理的な理由がない解約は権利の濫用にあたるとして、当該解約が無効とされるおそれがある」と説明する（金澤＝松尾①・前掲注 1 10 頁、金澤＝松尾②・前掲注 1 14 頁）。しかし、合理的な理由が存在しないのであれば、そもそも約定解除権は発生しないものと解すべきであろう（後掲注 55 も参照）。

49 中田①・前掲注 45 29 頁、中田②・前掲注 45 19 頁。

50 中田①・前掲注 45 30 頁、中田②・前掲注 45 20 頁。

51 中田①・前掲注 45 29 頁、中田②・前掲注 45 19-20 頁。

52 なお、取引の停止の判断に過誤があったことが判明した場合、銀行は速やかに取引の停止を解除すべきものと考えられる（後掲注 55 参照）。

53 参考例○(3)が、参考例○(1)に基づく取引制限を解除する理由として、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消された」と認められることを挙げていることから、参考例○(1)に基づく取引制限は——預金者からの回答がないという事実のみを根拠とするのではなく——ML/TF リスク評価に基づいて許容されるものと解すべきである。

るが、そこでの銀行の判断には——口座の解約や取引の停止に関する判断と比較すれば緩和されるとしても——一定の合理性が求められることになる⁵⁴。それゆえ、取引停止を正当化する事情に関する銀行の判断に合理性が認められなければ、銀行は債務不履行に陥るものと解される⁵⁵。

以上のように、銀行の債務不履行責任の成否については、銀行による AML/CFT 規定適用の判断に合理性が認められるか否かが問題となる。このことを前提として、以下では、銀行の判断の合理性をどのように判定すべきかについて検討することにして。

(2) AML/CFT 規定適用の判断に関する合理性の判定

① AML/CFT 規定適用の判断の特徴

まず、AML/CFT 規定適用に関する銀行の判断の特徴を明らかにするため、犯罪利用預金口座法を根拠として取引停止等の措置がとられる場合との比較をすることから始めよう。

犯罪利用預金口座法は、「犯罪利用預金口座等」（犯罪利用預金口座法 2 条 4 項）について、金融機関が「捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする」と定める（犯罪利用預金口座法 3 条 1 項）。この規定に基づき、銀行が取引停止等の措置をとったのに対して、預金者が銀行の判断の過誤を理由として、債務不履行（又は不法行為）に基づく損害賠償請求をすることが問題となり得る。

犯罪利用預金口座法 3 条 1 項に基づく取引停止等に関する銀行の判断については、いくつかの特徴を指摘できる。まず、銀行が取引停止等を行う否かの判断が求められるのは、主として、捜査機関等⁵⁶からの情報提供があった場合である。また、銀行の判断の対象も、問題の預金口座が「犯罪利用預金口座等」に該当する疑いがあるか否か、という比較的定型的なものであることが多い。そして、下級審裁判例においても、銀行が、全国銀行協会「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続⁵⁷」に従った手続をとって「犯罪利用預金口座等」の該当性判断を行い、取引停止措置をとった場合には、

⁵⁴ 鈴木①・前掲注 219 頁は、口座の解約・取引の停止の場合と比較して、取引の制限の場合には「金融機関側の裁量がより広く認められる」とする。

⁵⁵ 参考例解説は、合理的な理由のない解約の場合と同様（前掲注 48 参照）、ML/TF リスク照らして過剰な態様での取引の制限がなされた場合についても、権利濫用等を根拠として、銀行による取引の制限が認められないと説明する（金澤＝松尾①・前掲注 110 頁、金澤＝松尾②・前掲注 114 頁）。しかし、取引の制限の判断に合理性が認められないのであれば、権利濫用の法理を持ち出すまでもなく、取引の制限は許容されないものと解すべきように思われる。

なお、取引の制限の判断に過誤があったことが判明した場合、銀行は速やかに取引の制限を解除すべきものと考えられる（参考例○(3)参照）。

⁵⁶ 犯罪利用預金口座法 3 条 1 項の「捜査機関等」には、警察、弁護士会、金融庁、消費者センターなどの公的機関、弁護士、認定司法書士が含まれるものとされている（沖野・前掲注 2978 頁）。

⁵⁷ 全国銀行協会「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続」の策定経緯及び内容については、干場力『『振り込め詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン（事務取扱手続）』の概要』金法 1840 号（2008 年）12 頁、干場力「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続について」銀法 691 号（2008 年）20 頁。

金融機関の責任を否定する傾向がみられる⁵⁸。

これに対して、AML/CFT 規定の適用の判断については、まず、銀行が能動的に情報を収集・分析することが前提となる。そのうえで、顧客ごとに ML/TF リスクの評価を行い、取引謝絶の要否を個別的に判断することが必要となる。その結果として、銀行の取引謝絶の判断に誤りがあったことが事後的に判明し、銀行の債務不履行責任が追及される可能性が高まるものと考えられる。

その一方で、ML/TF リスクへの対処が銀行に求められる重要な社会的要請であることからすれば、銀行の債務不履行責任の成否の判断において、銀行による AML/CFT の取組みを促進し、過度な萎縮効果を生じさせないよう配慮する必要があると解される。

以上の考慮によれば、銀行内部において有効な ML/TF リスク管理態勢が構築されていたことを前提として、問題となる取引謝絶の判断に際して、当該 ML/TF リスク管理態勢が適切に機能していたと評価できる場合には、AML/CFT 規定適用の判断の過誤に関する銀行の債務不履行責任を否定すべきものと考えられる。その反面として、銀行内部の ML/TF リスク管理態勢が不十分なものであれば、そのもとでなされた過誤のある判断に合理性を認めることは困難であるといえる。また、有効な ML/TF リスク管理態勢が構築されていた場合であっても、問題となる取引謝絶との関係で、当該リスク管理態勢が適切に機能しなかったのであれば、銀行の判断に合理性は認められず、銀行は債務不履行責任を免れないことになる。このように考えることによって、銀行による AML/CFT の取組みを委縮させることなく、促進していくことができるように思われる。

そこで、以下では、有効な ML/TF リスク管理態勢の構築と ML/TF リスク管理態勢の適切な機能のそれぞれについて、銀行に求められる内容をみていこう。

② 判断の合理性の判定

a 有効な ML/TF リスク管理態勢の構築

有効な ML/TF リスク管理態勢が構築されていたか否かを判定するうえでは、AML/CFT ガイドラインの要請する管理態勢の内容・水準が参照されるべきものと考えられる⁵⁹。

⁵⁸ 裁判例について、沖野・前掲注 29 77-78 頁。例えば、東京地判平成 23 年 6 月 1 日判タ 1375 号 158 頁は「金融機関は、弁護士名で日弁連の統一書式を用いた当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供がある場合には、当該弁護士が実在することを確認すれば、特段の事情のない限り、犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めて、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずることができ、金融機関において捜査機関等に問い合わせるなどして、提供された情報に相当の理由があるかどうかを別途調査することを要しないと解される」と判示した。

もっとも、犯罪利用預金口座法 3 条 1 項に基づく取引停止等の措置について、個別的な判断が要求される場合があることに注意を要する。例えば、大阪地裁平成 28 年 5 月 30 日金法 2063 号 79 頁は、「取引停止の趣旨とそれが利用者に生じさせる不利益とを勘案すると、ある預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用された事実があったとしても、銀行が上記規定に基づいて払戻しを拒絶することができるのは、取引停止という手段を認めた上記趣旨に照らして、その具体的な必要性が存続している場合に限られ、その必要性が失われている場合には、上記規定に基づく払戻しの拒絶をすることはできないというべきである」と判示した。この判示によれば、銀行は、取引停止措置をとるに際して、当該措置の継続を必要ならしめる事情の継続という個別の事情に基づいた判断を行う必要があることになる。

⁵⁹ AML/CFT ガイドラインに関する実務上の対応の詳細については、白井真人「リスク低減措置と AML/CFT 態勢の整備」白井真人ほか『マネー・ローンダリング 反社会的勢力

前述のように、AML/CFT ガイドラインは、金融機関等に対して、リスクベース・アプローチに基づき、ML/TF リスクを特定・評価・低減するための措置の実施を求める（ガイドラインⅡ-2）⁶⁰。リスク低減措置については、顧客管理と取引モニタリング・取引フィルタリングを組み合わせることが有効とされる⁶¹。また、IT システムを適切に活用することで、「大量の取引の中から、異常な取引を自動的かつ迅速に検知することや、その前提となるシナリオや敷居値をリスクに応じて柔軟に設定、変更等することが可能となるなど、リスク管理の改善が図られる可能性がある」ことが指摘され⁶²、IT システムを活用する前提として——確認記録・取引情報等のデータを保存するのみならず⁶³——データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理するなど、データを適切に管理することが金融機関等に要請されるのである⁶⁴。

以上のようなリスクベース・アプローチに基づく AML/CFT は、それを策定し、実施するのみならず、その「実効性を検証し、不断に見直しを行っていく」ことが必要となる⁶⁵（AML/CFT ガイドラインⅢ-1）。金融機関等は、AML/CFT の方針・手続・計画等を策定し、実施し、検証し、見直すという PDCA サイクルの実行を要請されるのである。

次に、AML/CFT の実施に関する銀行内部の組織体制に関して、AML/CFT ガイドラインは、まず、金融機関等の経営陣に対し、「自らのマネロン・テロ資金供与対策に主導的に関与し、対応の高度化を推進していく」ことを求める⁶⁶（AML/CFT ガイドラインⅢ-2）。ML/TF リスク管理態勢の構築について、経営陣による AML/CFT への主導的関与が重視されるのである。

また、AML/CFT ガイドラインのもとで、金融機関等には、AML/CFT を担う各部門が担う役割・責任を明確化することが要請される（AML/CFT ガイドラインⅢ-3）。いわゆる「3つの防衛線（three lines of defense）」の考え方に基づき、第1線の営業部門、第2線の管

対策ガイドブック——2018年金融庁ガイドラインへの実務対応〔改訂版〕』（第一法規・2022年）313頁。

⁶⁰ リスクベース・アプローチのもとで、ML/TF リスクが高いと判断される、海外送金等や輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等について、AML/CFT ガイドラインは、特別の項目立てを行って、その留意点を挙げている（AML/CFT ガイドラインⅡ-2(4)）。その内容については、昆野ほか・前掲注5 13-14頁、昆野ほか・前掲注6 9-10頁、伊藤ほか・前掲注9 13-15頁。

⁶¹ 金融庁・前掲注9 10頁、昆野ほか・前掲注5 13頁。このほか、犯益法上の疑わしい取引の届出義務に関連して、「疑わしい取引の届出の状況等を他の指標等と併せて分析すること等により、自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の強化に有効に活用することができる」ことが指摘される（金融庁・前掲注9 15頁）。

⁶² 金融庁・前掲注9 17頁。さらに、AML/CFT ガイドラインは、金融機関が、AI（人工知能）、ブロックチェーン、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等の新しい技術を AML/CFT に活用する可能性やその有効性について検討することを期待するものとする（金融庁・前掲注9 20頁）。

⁶³ 金融庁・前掲注9 14頁。

⁶⁴ 金融庁・前掲注9 16頁。大澤＝津田・前掲注8 11頁も参照。

⁶⁵ 金融庁・前掲注9 21-22頁。

⁶⁶ 金融庁・前掲注9 23頁。2021年のAML/CFT ガイドライン改正により、「対応が求められる事項」の1つとして「マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があること」が明示された。

理部門（コンプライアンス部門やリスク管理部門など）、第3線の内部監査部門のそれぞれが果たすべき機能を明確にした組織体制の構築が求められるのである⁶⁷。

他方、金融機関等がグループを形成している場合には、グループ・ベースでの管理態勢の構築が必要となる。そこでは、「グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、グループ全体に整合的な形で、必要に応じ傘下事業者等の業態等による違いも踏まえながら、これを実施することが重要である」とされる⁶⁸。

これらの点に加えて、AML/CFTガイドラインは、金融機関等に対して、AML/CFTに関する人材の確保・育成を求める（AML/CFTガイドラインⅢ-5）。ML/TFリスク管理態勢を適切に運営するために、専門性を備えた人材が必要であるのは当然といえる。

以上のAML/CFTガイドラインの要請を充たすML/TFリスク管理態勢が構築されていなかった場合において、AML/CFT規定適用の判断に過誤が生じた原因の一端が有効なML/TFリスク管理態勢の欠如にあるといえる場合には、銀行の判断に合理性を認めることはできないものと考えられる。

b ML/TFリスク管理態勢の適切な機能

次に、銀行が適切なML/TFリスク管理態勢を構築していた場合でも、問題となる取引謝絶の判断との関係で、当該リスク管理態勢が適切に機能しなかったのであれば、銀行は債務不履行責任を免れない。このことを前提として、リスクベース・アプローチのもとで、銀行に要請されるリスクの特定・評価・低減の内容をみていこう⁶⁹。

まず、銀行が普通預金取引に係るML/TFリスクの特定に際して、顧客の属性、取引に係る国・地域、取引の形態（金額や頻度のほか、非対面取引であるか否か）、送金原資、送金目的、口座の利用実態などの事情⁷⁰を、包括的かつ具体的に検証したか否かが問題となる⁷¹。この点に関連して、参考例○(1)前段に基づき、銀行が顧客から必要な情報提供を受けたのか、いかなる情報の提供を受けたのかなどの事情も考慮されることになる。

次に、特定されたML/TFリスクについて、銀行が——有効なML/TFリスク管理態勢のもとでの——リスク評価に関する方針・手法に則って適切に評価を行ったか否かが問題となる。また、ひとたび適切なリスク評価がなされた場合であっても、時間の経過や新たな事象の発生に伴い、当該評価を適時に見直すことが求められる⁷²。

最後に、銀行が、問題となるML/TFリスクの評価を踏まえて、それに相応するリスク低減措置を採用したといえるのが問題となる。取引の制限（参考例○(1)後段、(2)）と取引の停止・口座の解約（参考例11(2)③）とでは預金者が被る不利益の大きさが異なり、また、取引の制限として銀行が採りうる措置には様々なものがある。リスクベース・アプローチの

⁶⁷ 金融庁・前掲注9 24-27頁。もっとも、銀行内部に必ず3つの部門を設けなければならないわけではなく、「それぞれの防衛線の機能を果たせる、金融機関ごとに適した方法」で対応すれば良いことが指摘されている（今野＝高橋・前掲注25 26頁〔今野雅司〕）。

⁶⁸ 金融庁・前掲注9 27頁。

⁶⁹ リスクベース・アプローチのもとでのリスクの特定・評価・低減に関する実務上の対応の詳細については、白井真人「リスクベース・アプローチとリスクの特定・評価・低減」白井真人ほか『マネー・ローンダリング 反社会的勢力対策ガイドブック——2018年金融庁ガイドラインへの実務対応〔改訂版〕』（第一法規・2022年）283-311頁。

⁷⁰ 昆野ほか・前掲注6 7-8頁参照。

⁷¹ 金融庁・前掲注9 7頁、昆野ほか・前掲注5 10頁、伊藤ほか・前掲注9 7頁参照。

⁷² 金融庁・前掲注9 9頁、昆野ほか・前掲注5 11頁参照。

もとで、銀行には、口座の利用目的（生活口座であるか否か）などを考慮しつつ、ML/TF リスクの高低に応じて、必要十分な措置を採用することが求められる⁷³。当初は軽い措置をとったうえで、その後の状況を踏まえて、より強力な措置をとることに合理性が認められる場合もあると考えられる⁷⁴。

銀行によるAML/CFT規定適用の判断に過誤があったことが事後的に判明した場合には、以上の諸点を考慮して、銀行の判断に合理性があったといえるか否かに基づいて、銀行の債務不履行の成否を判定すべきものと解される。そして、事後的な責任追及に備えて、銀行は、AML/CFT規定適用の判断に関する正確な記録を残しておくべきものと考えられる。

5. おわりに

本稿は、AML/CFTガイドラインへの対応として公表された参考例に関して、普通預金規定の改定が既存の預金者に対して有する効力と、AML/CFT規定適用の過誤に関する銀行の民事上の責任という2つの私法上の問題について検討した。「リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持」は、金融機関等が遵守すべき規範として、国内的にも国際的にも、確立したものといえる。その一方で、我が国の金融機関等に対しては、かねてより、AML/CFTに関する取組みの不十分さが指摘されてきたところでもある。本稿で取り上げた問題を論ずる際にも、銀行による適切なAML/CFTの実施を促進する——先進的なAML/CFTに取り組む銀行のインセンティブを損なわないようにする——ことに留意する必要がある。このような観点から、本稿で検討できなかった問題を含め、今後も研究を続けていくことにしたい。

⁷³ 金澤＝松尾①・前掲注19-10頁、金澤＝松尾②・前掲注113-14頁、大野・前掲注20-32-33頁。昆野ほか・前掲注510頁も参照。

⁷⁴ 鈴木①・前掲注2112頁、鈴木②・前掲注2117頁参照。